

社宅確保応援給付金

社宅や社員寮を整備する
事業者をサポートします!!

給付金の額

1戸あたり上限10万円（補助率10/10）
1事業者 4戸まで 最大40万円

受付期間

令和7年6月2日（月）～ ※郵送のみ
（持参不可）

給付対象の主な要件

【給付対象者】

次の①、②のすべてを満たす者

①市内に事業所がある中小企業者

（中小企業基本法第2条第1項に掲げる会社または個人事業主）

次に掲げる者を除く

NPO法人、社会福祉法人、特別法人、宗教活動、政治活動、風俗営業等を営む者、暴力団と関係を有する者 等

②過去に累計で4戸分の本給付金を受けていない者。

【対象となる社宅】

次の①～③すべてを満たす社宅

①給付対象者が新たに賃貸・建築・購入のいずれかにより取得した市内の社宅であること。（②の従業員の居住開始日より遡って6ヶ月以内に取得した社宅に限る）

②市外在住の従業員が①の社宅に居住開始後、住民票を移し、3か月以上継続して居住すること。

【令和7年度の申請対象】

居住開始日が令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

③過去に本給付金の対象となっていない物件であること。

【対象経費】

次の①、②に係る経費（租税公課、消費税を除く。）

①社宅を賃借する場合

給付対象期間に対し、事業者が負担した賃借に要する家賃、共益費

②社宅を取得する場合

施設の取得に要する費用（土地に要する費用を除く。）

中古物件取得の場合は取得後のリフォームに要する費用も含む

【給付対象期間】

給付対象社宅の賃貸借契約を締結し、従業員が居住した日の属する月の翌月の1日から当該年度の末日まで

最 大
40万円



【 手続きの流れ 】

申 請 者

大和郡山市

- ① 社宅を取得(賃貸・建築・購入)
(②の従業員の居住開始日より遡って6か月以内
に取得した場合に限る)



- ② 市外在住の従業員が①の社宅に居
住を開始し、住民票を移す

【令和7年度の申請対象】

居住開始日が令和7年1月1日から
令和7年12月31日まで



- ③ 郵送で給付申請 (持参不可)

(受付期間：6月2日(月)～)

※6月1日(日)以前の消印日の申請は無効です。



受付・確認・審査



交付決定



交付決定通知書到着



- ④ 3か月以上居住後に
実績報告 及び
給付金請求



受付・確認・審査



給付金支払



給付金受取

申請先・お問い合わせ

〒639-1198大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市地域振興課商工業支援室

☎ 0743-53-1151 (内線564,565) ※平日8:30-17:15(土日祝を除く)

必ず詳細については、市ホームページをご確認のうえ、申請してください。

詳細は市HPへ →

